

適格請求書発行事業者 の登録申請データ 作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))ver. ～



令和6年8月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合のフローチャート

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)の作成・送信等の手順は下図のとおりです。

事前準備

インボイス制度特設サイト

e-Taxホームページ等

マイナンバーカードによるログイン

利用者識別番号の取得

利用者識別番号の紐付け

登録申請データの作成・送信

提出先税務署・作成帳票の選択

氏名・納税地等の入力

事業者区分、免税事業者の確認事項等の選択・入力

事業者区分等の選択・入力

詳細の入力

e-Tax(電子データ)での受領希望の選択

公表申出事項の入力

電子署名の付与・送信

即時通知、受信通知の確認

登録通知データの確認

お知らせメールの確認

登録通知等データの確認

インボイス登録申請手続

2 e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※)等の登録申請に関する手続きをe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。

ただし、登録申請データの送信に当たっては、「電子証明書」が必要となりますので、**事前にマイナンバーカードの取得**をお願いします。

※ 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版)で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

(2) 作成可能手続

e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))では、以下の手続が作成可能です。

手続名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

(注) 国外事業者の方及び法人の方は、e-Taxソフト(WEB版)をパソコンからご利用ください。

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- ・「消費税課税事業者選択届出書」
- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、スマートフォン・タブレットからご利用のe-Taxソフト(WEB版)では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になることにご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日～金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分～24時
12月29日～1月3日	休止

詳細は、「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。

(4) 推奨環境

スマートフォン・タブレットからe-Taxソフト(WEB版)をご利用する場合は、以下のOS／ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

機種	OS	バージョン	ブラウザ
Android	Android	Android OS 11.0～14.0	Google Chrome
iPhone	iOS	iOS 15.7 iOS 16.6 iOS 17.0	iOS Safari
iPad	iPadOS	iOS 15.7 iOS 16.6 iOS 17.0	iPadOS Safari

上記OS／ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「[利用環境の確認](#)」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

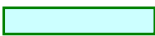
- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をタップする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをタップしてください。

3 登録申請データの作成・送信

次の個人事業者がe-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用して、登録申請データの作成・送信を行うこととした場合の画面遷移は次のとおりとなります。

マイナンバーカード：取得済み	事業者区分：免税事業者(新規開業ではない)
e-Taxの利用：初めて	消費税法違反：該当なし
氏 名：国税 太郎(コクセイ タロウ)	相続による事業の承継：該当なし
生年月日：昭和55年12月31日	登録通知：e-Tax(電子データ)による受け取りを希望
住 所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1	納税管理人：定める必要なし
事業内容：小売業	登録希望日：なし(翌課税期間の初日から登録を受け けることを希望)
電話番号：03-3581-4161	

<画面説明の凡例>

使用項目	説明
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したもの。
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したもの。
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したもの。
	入力は任意であるが、便利機能として示したもの。
	表示項目の説明事項を示したもの。
	画面遷移における参考事項を示したもの。

特 集

インボイス制度

⋮

補助金も
こちらから！

請求書

:: (E)

制度の概要、税制改正、
各種リーフレット

申請書
在中

e-Tax

申請手続

お問合せが多い
質問等随時更新

通達・Q&A

① 国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」(*)の「[申請手続](#)」をクリックします。

※ 「[インボイス制度特設サイト](#)」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

4

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ

Google 提供

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

メインメニュー

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる
 / 税目別情報 / 消費税
 / 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（インボイス制度）
 / 適格請求書等保存方式（インボイス制度） / 申請手続

申請手続

⋮

e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、

- ・「e-Taxソフト」（要ダウンロード）
- ・「e-Taxソフト（WEB版）」（ダウンロード不要）

により行うことができます。

「e-Taxソフト（WEB版）」なら… **オススメ！**

- ・スマホ・タブレット・パソコンどれでも利用可能！
- ・入力遅れ等なく、スムーズに申請することが可能な「問答形式」を採用！

詳細は、**登録申請手続におけるe-Tax対応の概要(PDF/328KB)**をご確認ください。

申請に当たっての準備

電子証明書
(マイナンバーカード等)

利用者識別番号※
16

※ 利用者識別番号とは、e-Taxを使用するために必要な16桁の番号です。初めてe-Taxを利用される方は「e-Taxソフト（WEB版）」で取得することも可能です！

e-Taxソフト（WEB版）のログイン方法

Click! Click!

個人の方はこちら **法人の方はこちら**

※ スマホ・タブレットから「e-Taxソフト（WEB版）」をご利用いただけるのは国内の個人事業者の方に限ります

e-Taxソフト（WEB版）操作マニュアル

操作方法は、以下のマニュアルをご確認ください

事業者自身で登録申請を行う場合

Click! Click!

スマホ・タブレット利用
はこちら(PDF/3,568KB)

パソコン利用は
はこちら(PDF/3,876KB)

税理士の方が代理送信する場合

Click! Click!

代理送信（パソコン利用）
はこちら(PDF/3,805KB)

個人事業者の方へ
Web-TAX-TV
簡易請求書発行事業者の登録
申請はe-Taxで！
※ 実際の操作
方法を動画
で解説！
(約17分)

～メールアドレス登録のすすめ～

登録申請時にe-Tax（電子データ）による登録通知を希望された場合は、「メッセージボックス」の「通知書等」に登録通知データが格納されることとなります。

事前にメールアドレスを登録（最大3つ登録が可能）しておくことで、登録通知データが格納されたことをお知らせするメールを通知します。ので、事前に登録することをお勧めします。

メールアドレスの登録方法
(PDF/1,336KB)

登録申請手続に関するよくある質問

【事業者の方向け】
登録申請手続のe-Taxに関するよくある質問 (PDF/528KB)

【税理士の方向け】
e-Taxソフト(WEB版)を利用した代理送信に関するよくある質問 (PDF/655KB)

電子データによる登録通知

e-Taxなら
登録通知書も電子データで！

e-Taxで登録申請された方は、「登録通知書」を電子データで受領することができます。

「e-Taxソフト(WEB版)」での登録申請時に「電子データで受け取りを希望するか」の質問が表示されますので、「希望する」を選択してください

※ 「e-Taxソフト」の場合、申請様式上の希望欄で「希望する」を選択してください。

税理士の方が代理送信した場合、税理士の方がe-Taxで登録通知書を代理受領できます。

※ 詳細は「**税理士が代理受領できる電子通知について**」をご確認ください。

登録通知データの確認方法

登録通知データを
確認マニュアル
(PDF/2,828KB)

登録通知書を電子データで受け取るメリットは

- 「データ」で受け取ると「画面」に比べてこんなに便利！！
(PDF/213KB)
- 「データ」で受け取るとみんなペーパーレス！！
(PDF/145KB)

[[個人の方はこちら](#)] をクリックします。

※ e-Tax（WEB版）をスマートフォン・タブレットでご利用の方は、国内の個人事業者に限ります。

クリックしてください。

事前にメールアドレスを登録したい方は
こちらを参照してください。

登録通知データの確認方法はこちらを
参照してください。

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、
次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方
に関するお問い合わせ>

○ **e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**

電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル（有料））

受付時間 9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く。）

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

○ **マイナンバー総合フリーダイヤル**

電話番号 0120-95-0178（無料）

受付時間 平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30
（年末年始除く。）

マイナンバーカードの読み取り

タブレット端末の方はこちら [「▶」](#)

必須 利用者識別番号

必須 利用者識別番号

0/16

必須 パスワード

Copyright © 2010 Pearson Education, Inc. All rights reserved. Cengage Learning reserves the right to remove additional content at any time if subsequent rights restrictions require it.

[ログイン](#)

利用者識別番号やパスワードをお忘れの場合 [🔗](#)

[秘密の質問によるパスワード再設定](#)

※税理士の方が代理送信を行う場合は利用者識別
番号でログインしてください。

初めての方はアカウント作成

[法人ログインへ](#)

e-Taxから発行された納税証明書(拡張子「.xml」)の表示 [🔗](#)

画面番号：LA01

[へ ページ上部へ](#)

利用規約 | 推奨環境

Copyright © NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

● 国税庁

-  Google Play
で手に入れよう



(参考) ルート証明書のインストール

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、トップ画面遷移時に以下のセキュリティ警告が表示される場合がありますが、その際には、[e-Taxホームページ](#)から[ルート証明書をインストール](#)してください。

<表示されるセキュリティ警告>

Android端末の場合



iPhoneの場合



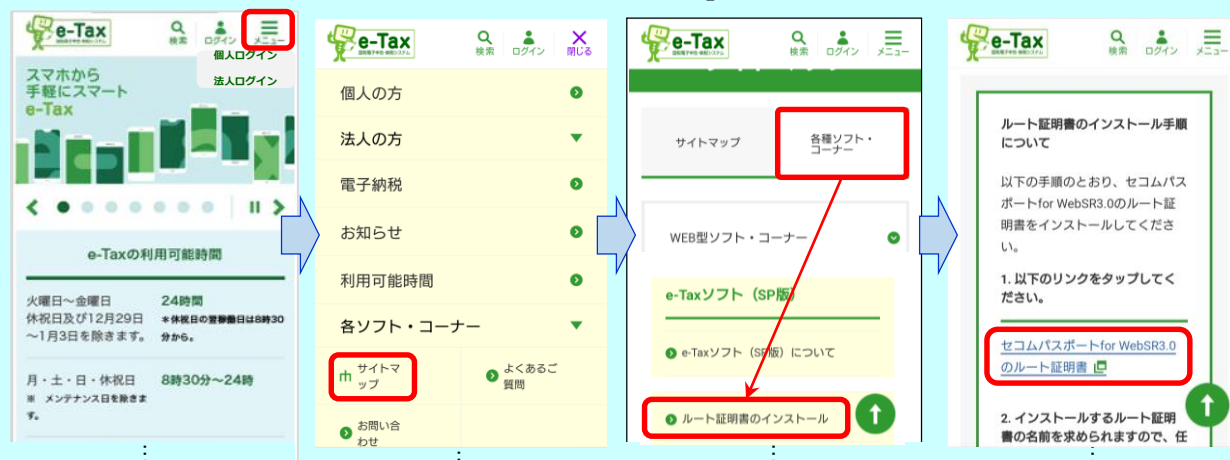
<対応方法>

e-Taxホームページ右上の「メニュー」をタップします。

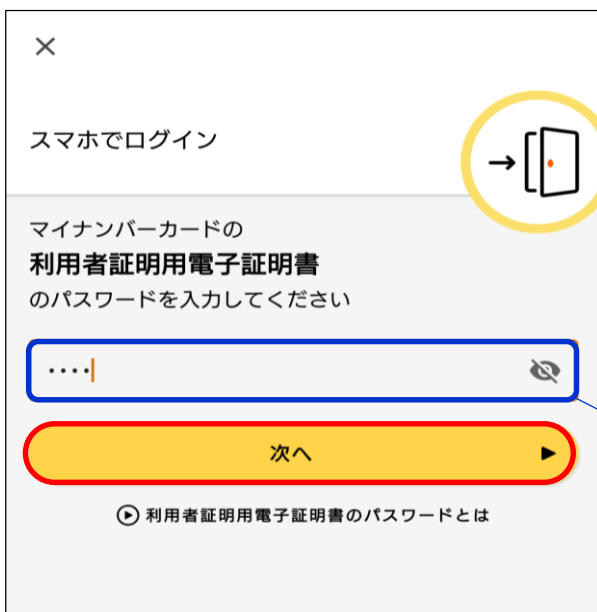
[サイトマップ]をタップします。

[各種ソフト・コーナー]から[ルート証明書のインストール]をタップします。

表示された画面案内に従い、インストールを実施してください。



※ ルート証明書のインストール後もセキュリティ警告が表示が継続する場合がありますので、その場合は端末の再起動を実施してください。

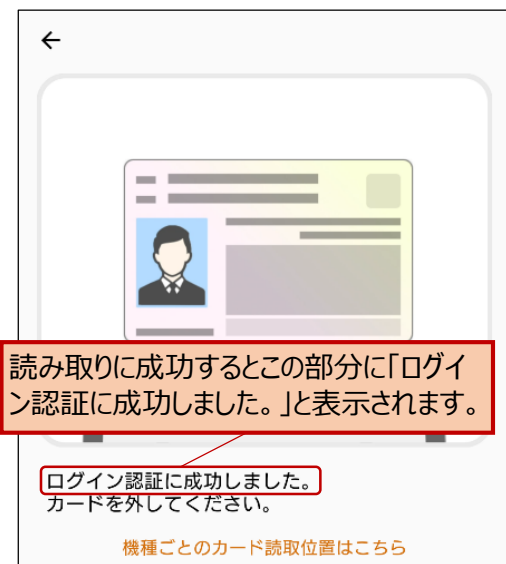


(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

③ パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

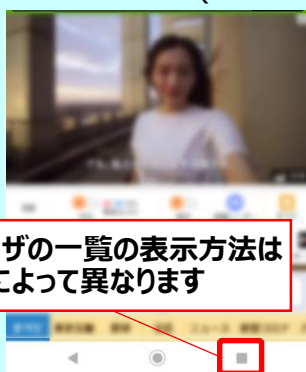
パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。



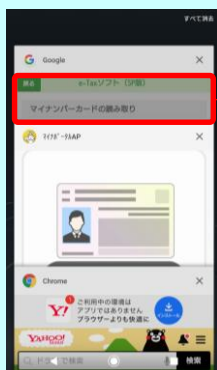
- ④ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。
- マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) 1 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際は、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(画面はAndroid端末です)。



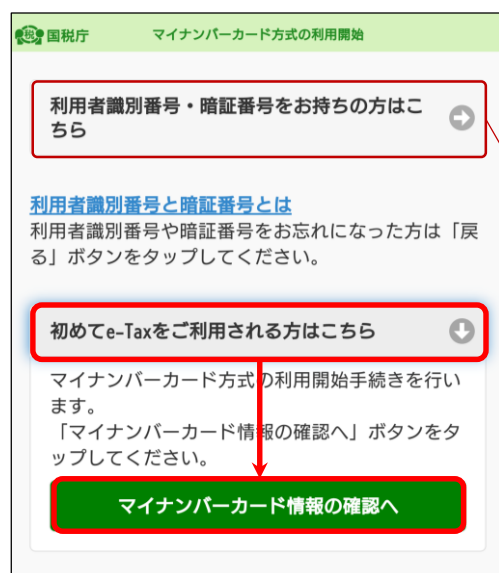
ブラウザの一覧の表示方法は機種によって異なります



ブラウザの一覧の中からスマホ版の画面を選択してください

(参考) 2 過去にマイナンバーカード方式について登録済の場合

利用者情報の登録が完了している方 ⇒ ⑮の画面から確認ください。
(⑤～⑭の画面には表示されません。)



(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

- ⑤ マイナンバーカード方式を利用開始するための画面が表示されます。

[初めてe-Taxをご利用される方はこちら]をタップ後に[マイナンバーカード情報の確認へ]をタップします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合

[利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら]から、利用者識別番号及び暗証番号等を登録してください。

(注) 既に利用識別番号をお持ちの方が新たに利用者識別番号を取得すると、以前使用していた利用者識別番号は利用できなくなります(⑪の画面にも記載あり。)

国税庁 マイナンバーカード情報の確認

マイナンバーカード情報の確認
氏名等の情報を入力してください。

☐ 直接入力する

☒ マイナンバーカードから読み取る

「マイナンバーカードの読み取り」ボタンをタップしてください。

マイナンバーカードの読み取り

タブレット端末の方は[こちら](#)

氏名漢字	
生年月日	
住所	
性別	

⑥ マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

[マイナンバーカードから読み取る]を選択し、[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

(参考) タブレット端末をご利用の場合

タブレット端末をご利用の場合は[こちら](#)をタップすることで、2次元バーコードが表示されます。

スマートフォンでの読み取り方法は⑦～⑧の画面と同様です。

×

券面情報の読取

マイナンバーカードの
券面事項入力補助用
のパスワードを入力してください

....

次へ

① 券面事項入力補助用のパスワードとは

(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

⑦ パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの券面事項入力補助用のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。

←

読み取りに成功すると「券面情報の入力支援が完了しました。」と表示されます。

券面情報の入力支援が完了しました。
カードを外してください。

機種ごとのカード読取位置はこちら

⑧ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「券面情報の入力支援が完了しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください。

国税庁 マイナンバーカード情報の確認

マイナンバーカード情報の確認
氏名等の情報を入力してください。

⋮

マイナンバーカードの読み取り

タブレット端末の方は[こちら](#)

氏名漢字	国税 太郎
生年月日	1980年12月31日
住所	東京都千代田区霞が関 3 - 1
性別	男

表示された内容に誤りがなければ確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンをタップしてください。

次へ

(このあと、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

- ⑨ マイナンバーカード情報が反映されます。
表示された内容をご確認のうえ、[次へ]をタップします。

戻る **利用者情報の入力**

以下の項目を入力し、『確認』ボタンをタップしてください。

氏名等の入力

■氏名（フリガナ）（全角カタカナ） 必須
セイ メイ
コクゼイ タロウ

■氏名（全角） 必須
姓 名
国税 太郎

■生年月日 必須
昭和 55年
12月 31日

■性別
男

■電話番号（半角数字）
03 3581 4161

■職業（事業内容）（全角） 必須
小売業

納税地及び提出先税務署の入力

■郵便番号（半角数字）
100 0013 郵便番号から検索

■都道府県 必須
東京都

- ⑩ 利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。
⑨で入力した事項以外を入力し、[確認]をタップします。

(次画面に続く)

(前画面からの続き)

⋮

■市区町村（全角） 必須
千代田区霞が関

■丁目・番地（全角） 必須
3-1-1

■ビル名等（全角）
(例) 財務ビル201

税務署へ事業所等を納税地として届け出ている方は入力してください。 →

提出先税務署の選択 ↓

■提出先税務署 必須
東京都
麹町

[所轄の税務署はこちらからご確認ください。](#)

納税用確認番号等の入力 ↓

■納税用確認番号（半角数字） 必須
[納税用確認番号とは](#)
123456

■納税用カナ氏名・名称（半角24文字以内） 必須
[納税用カナ氏名・名称とは](#)
[※半角カナ文字に変換できない方は](#)
コケイ タロウ

メールアドレス等の初期登録 →

その他参考事項等の入力 →

確認

各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。

(参考)「メールアドレス等の初期登録」をタップすることで、税務署からのお知らせ等を受信するメールアドレスを登録できます。

戻る 利用者情報の入力

メールアドレス等の初期登録 ↓

☒ チェックボックスにチェックすると、メールアドレス等を受信するメールアドレスを入力してください。

■メインメールアドレス（半角英数）
shinseisya@nta.go.jp

■確認のため再入力（半角英数）
shinseisya@nta.go.jp

■サブメールアドレス1（半角英数）
kanyo_zeirishi@nta.go.jp

■確認のため再入力（半角英数）
kanyo_zeirishi@nta.go.jp

■サブメールアドレス2（半角英数）
[空欄]

■確認のため再入力（半角英数）
[空欄]

■お知らせメール ☒ 表示する

お知らせメールの宛名（全角）
国税 太郎

☑すると入力可能となります。

メールアドレスは最大3つまで登録可能です。

お知らせメールに表示する宛先の登録も可能です(この場合、メインメールアドレスに登録のための案内メールが送信されます。)

<メールアドレス等を登録すると…？>

税務署から登録通知データを送信した時点で登録したメールアドレスにお知らせメールが送信されますので、すぐに内容を確認することができます(送信されるお知らせメールのイメージは、[P 28](#)を参照。)

既に利用者識別番号を取得されている方へ

新たにマイナンバーカード方式の利用開始手続きを行った方は、今までの利用者識別番号はご利用できなくなりますので、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。

⋮

後日、税務署から利用者識別番号等の通知書を郵送いたします（提出期限が間近の場合は、書面による申告書等の提出をご検討ください。）。

※ このメッセージは確認のため、すべての方に表示しています。

OK

- ⑪ 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。

内容をご確認のうえ、[OK]をタップします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。

※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

入力内容の確認

入力内容の確認

以下の内容で間違いなければ、『送信』ボタンをタップしてください。
内容を訂正する場合には、『訂正』ボタンをタップしてください。

提出年月日	令和6年1月4日
氏名（フリガナ）	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎
生年月日	昭和55年12月31日
性別	男
電話番号	03-3581-4161
職業（事業内容）	小売業
郵便番号	100-0013
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1
事業所等の所在地（郵便番号）	
事業所等の所在地（住所）	
事業所等の所在地（電話番号）	
提出先税務署	麹町税務署
納税用確認番号	123456
納税用カナ氏名・名称	コクセイ タロウ
メインメールアドレス	shinseisya@nta.go.jp
サブメールアドレス1	kanyo_zeirishi@nta.go.jp
サブメールアドレス2	
お知らせメールの宛名表示区分	希望する
お知らせメールへ表示する宛名	国税 太郎
整理番号	
参考事項	

※納税用確認番号は大切に保管してください。
※送信する前に、この画面をスクリーンショット等で保存することをお勧めします。
訂正する場合は、『訂正』ボタンをタップしてください。

送信

訂正

- ⑫ 入力内容を確認する画面が表示されます。

内容に誤りがなければ、[送信]をタップします。

（修正すべき内容があれば、[訂正]をタップして修正を行います。）

利用者識別番号の通知希望確認

・「送信」ボタンをタップすると、マイナンバーカード方式の登録が完了します。これは、開始届出書を送信したと同じ意味を持ちます。

⋮

☒ 利用者識別番号の通知を希望する

「OK」が押されます。

利用者識別番号の通知を希望しない場合は☐を外します。

OK

- ⑬ 利用者識別番号の通知希望を確認するメッセージが表示されます。

通知希望をご確認のうえ、[OK]をタップします。

(参考) 利用者識別番号について

「マイナンバーカードによるログイン」は、利用者識別番号の入力は不要ですが、電子納税や税理士への依頼等を予定している場合は、利用者識別番号が必要になりますので、通知を希望することをお勧めします。

送信結果

送信結果

送信された内容を受け付けました。

受付番号 : 20240104133044165119

提出年月日: 令和6年1月4日

提出先 麹 町 税務署

国税 太郎 様

⋮

利用者識別番号 9999888877776666

⋮

次へ

- ⑭ 送信結果が表示されます。

[次へ]をタップします。

(参考) 利用者識別番号について

必要に応じてこの画面はスクリーンショット等で保存してください。

≡ e-Tax

🔒 ログアウト

国税太郎 様 ログイン中

申告・申請・納付



確定申告を行う

所得税、贈与税、個人消費税等の申告書を作成できます



申請・納付手続を行う

源泉所得税、法定調書等の申請及び納税証明書の交付請求を行うことができます

- ⑮ メインメニューが表示されます。

[申請・納付手続を行う]をタップします。

戻る 申請・納税

現在はインボイス制度の申請・届出のみ作成可能です。
その他の手続を作成する場合は、右上のメニューからログアウトしてトップページに戻り、再度ログインしてください。

インボイス制度の申請・届出等を行う ?

登録申請（国内事業者用）（令和5年10月…

登録簿の登載事項変更届出

公表事項の公表（変更）申出

- ⑯ 作成する手続を選択する画面が表示されます。
[登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)]をタップします。

(参考)インボイス制度特設サイト以外から利用した場合
作成手続の選択画面において、インボイス関係の手続以外も表示されます。

戻る 申請・納税

作成する手続を選択してください。
以下の手続以外の作成はPCサイトからご利用いただけます。

納付情報を登録する

納付情報登録依頼

納税証明書の交付請求を行う

納税証明書の交付請求（署名省略分）

：

：

振替納税の申込みを行う ?

口座振替依頼書（申告所得税及び復興特別所得税）

口座振替依頼書（消費税及び地方消費税）

インボイス制度の申請・届出等を行う ?

登録申請（国内事業者用）（令和5年10月…

登録簿の登載事項変更届出

公表事項の公表（変更）申出

戻る インボイス制度の申請・届出等を行う

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)を作成することができます。

提出先税務署の選択

登録申請書の作成

公表申出書の作成

：

※ 提出先税務署および内容の作成を実施後、「次へ」をタップし次の画面で「送信」を行ってください。

次へ

- ⑰ 作成帳票を選択する画面が表示されます。
[提出先税務署の選択]をタップします。

提出先税務署等選択

提出先の税務署等を選択してください。

☒ 税務署へ提出

都道府県を選択してから税務署を選択してください。

東京都

麴町

：

[提出先の税務署等はここからご確認ください。](#)

OK

キャンセル

- ⑱ 提出先税務署を選択する画面が表示されます。
表示された提出先税務署に誤りがなければ、
[OK]をタップします。

利用者情報が初期表示
されます。

戻る インボイス制度の申請・届出等を行う

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)を作成することができます。

提出先税務署の選択 **済**

登録申請書の作成

公表申出書の作成

⋮

※提出先税務署および内容の作成を実施後、「次へ」をタップし次の画面で「送信」を行ってください。

次へ

- ①⑨ ①⑦の画面に戻ります。
[登録申請書の作成]をタップします。

提出先税務署の選択が完了したため、[済]と表示されます。

申請書の作成

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする個人事業者の氏名等を入力します。

「氏名」を入力してください。
入力した「氏名」が国税庁ホームページで公表されます。

■氏名(フリガナ) (全角カタカナ500文字以内)

コクゼイ タロウ

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

■氏名 **【公表項目】** (全角200文字以内)

国税 太郎

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

※常用漢字等を使用して公表しますので、入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。?

次へ

キャンセル

- ②⑩ 「氏名」の入力画面が表示されます。
「氏名(フリガナ)」及び「氏名【公表項目】」に表示された内容をご確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をタップします。

利用者情報が初期表示されます。

公表項目は、**赤字**で明示されます。

戻る 申請書の作成

「納税地」を入力してください。?
※個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

■郵便番号（半角数字）

100 0013 郵便番号から検索

■納税地（フリガナ）（全角カタカナ200文字以内）

トウキョウトチヨダクカスミガセキ 3 - 1 - 1

■納税地（全角100文字以内）

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

■電話番号（半角数字）

03 3581 4161

「納税地」と「住所又は居所」は同じ場所ですか。

はい

次へ

キャンセル

利用者情報が初期表示されます。

(参考) [いいえ]を選択する場合

別画面で「住所又は居所」の入力画面が表示されますので、各項目を入力してください(初期値は空欄。)

戻る 申請書の作成

「住所又は居所」を入力してください。
※個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

■郵便番号（半角数字）

(例)100 (例)8978 郵便番号から検索

■住所又は居所（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

(例)トウキョウトチヨダクカスミガセ

■住所又は居所（全角300文字以内）

(例)東京都千代田区霞が関3丁目1番

■電話番号（半角数字）

(例)03 (例)1234 (例)5678

次へ

キャンセル

戻る 申請書の作成

新たに事業を開始した個人事業者に該当しますか。?

いいえ

次へ

キャンセル

② 新たに事業を開始した個人事業者かどうかを選択する画面が表示されます。

該当しないため [いいえ] を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) ②の画面で [はい]を選択する場合

The screenshot shows the 'Application Form' screen. At the top, there is a green header with '戻る' (Back) on the left and a menu icon on the right. Below the header, the title '申請書の作成' (Create Application Form) is centered. The main content area contains a message: '事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望する場合は「はい」を選択してください。' (If you want to register from the first day of the tax period in which you started the business, please select 'Yes'). Below this message is a note: '※ 新たに事業を開始した後、その課税期間の末日までに登録申請書を提出する必要があります。提出できない場合、「いいえ」を選択してください。' (After starting a new business, you must submit a registration application form by the end of the tax period. If you cannot submit it, please select 'No'). There are three buttons: a dropdown menu currently showing 'はい' (Yes), a green button labeled '次へ' (Next), and a green button labeled 'キャンセル' (Cancel).

[いいえ]を選択する場合

The screenshot shows the 'Application Form' screen. At the top, there is a green header with '戻る' (Back) on the left and a menu icon on the right. Below the header, the title '申請書の作成' (Create Application Form) is centered. The main content area contains a message: '申請書を提出する時点で課税事業者に該当しますか。課税事業者ではなく下記に該当する方は「いいえ」を選択してください。' (Do you qualify as a taxable business at the time of submitting the application form? If you are not a taxable business and fall under the following, please select 'No'). Below this message are two bullet points: '・事業を開始した日の属する課税期間中に初日以外の日で登録を受ける場合' (If you register on a day other than the first day of the tax period in which you started the business) and '・事業を開始した日の属する課税期間の翌課税期間中（初日を含む）に登録を受ける場合' (If you register during the next tax period (including the first day) of the tax period in which you started the business). There are three buttons: a dropdown menu currently showing 'はい' (Yes), a green button labeled '次へ' (Next), and a green button labeled 'キャンセル' (Cancel).

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望するかどうかの確認画面が表示されます。

希望する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックし、表示された次画面で課税期間の初日を入力してください（次画面で [次へ]をクリックすると③の画面へ遷移します。）。

申請書を提出する時点で課税事業者
に該当するかどうかの確認画面が表示
されます。

該当する場合は[はい]を選択の上、[次
へ]をクリックしてください（③の画面へ遷
移します。）。

該当しない場合は[いいえ]を選択して
ください（④の画面へ遷移します。）。

The screenshot shows the 'Application Form' screen. At the top, there is a green header with '戻る' (Back) on the left and a menu icon on the right. Below the header, the title '申請書の作成' (Create Application Form) is centered. The main content area contains a message: 'この申請書を提出する時点において課税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。' (At the time of submitting this application form, if you are a taxable business and fall under any of the following, please select 'Yes'). Below this message are two bullet points: '・この申請書を提出する課税期間中に登録を受ける場合（翌課税期間が免税事業者である場合も含む）' (If you register during the tax period in which you submit this application form (including the case where the next tax period is a tax-exempt business)) and '・この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合' (If the next tax period of the tax period in which you submit this application form is a taxable business). There are three buttons: a dropdown menu currently showing 'いいえ' (No), a green button labeled '次へ' (Next), and a green button labeled 'キャンセル' (Cancel).

- ② 申請書を提出する時点において課税事業者か等の確認画面が表示されます。
免税事業者であるため [いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) 該当する場合は[はい]を選択してください（③の画面へ遷移します。）。

戻る 申請書の作成

適格請求書発行事業者の登録申請を行う免税事業者の方は、以下の事項をご確認のうえ、チェックを付けてください。

☒ 登録を受けることで課税事業者となり、消費税の申告を行うことが必要になります。

☒ 消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要になります。
なお、課税期間とは、原則、暦年（1月～12月）のことをいいます。

☒ 登録を受けると、例えば基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも、登録を取消するための届出書を提出しなければ、免税事業者になることはありません。

次へ

- ②④ 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。
確認後、確認欄に☑し、[次へ]をクリックします。

・ 消費税の申告を行う必要がある
・ 申告は登録日を含む課税期間から必要
・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと
の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。)

戻る 申請書の作成

この申請書を提出する時点において免税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。?

- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合（消費税課税事業者選択届出書を提出している場合も含む）
- ※ただし、当課税期間において登録を希望する場合には、「いいえ」を選択してください。
- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から登録を受ける場合
- ・ この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できないため、翌課税期間の途中から登録を受ける場合

はい

- ②⑤ 翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。
翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合

戻る 申請書の作成

1～3をご確認のうえ、以下の項目を入力してください。?

※ 登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要となります。

※ 登録希望日が令和5年10月1日を含まない課税期間の場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません

- 1 登録希望日は、提出日から15日以降の日を入力してください。
- 2 登録希望日を含む課税期間の基準期間が終了している必要があります。
- 3 登録希望日を含む課税期間が免税事業者である必要があります。

(下にスクロール)

登録希望日?

令和 6年 1月 9日

次へ

キャンセル

▲ページ先頭へ

国税庁 © NATIONAL TAX AGENCY

登録希望日の入力画面が表示されます。

登録希望日を入力し、[次へ]をクリックします（次ページの上部の画面へ遷移します。）。

※ 登録希望日は提出日から15日以降の日を入力してください。

戻る

申請書の作成

以下の項目を入力してください。

※登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。
消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分から必要となります。?

■個人番号（半角数字）

9012

5678

1234

■生年月日

昭和

55年

12月

31日

■事業内容（全角40文字以内）

小売業

免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をクリックします。

利用者情報が初期表示されます。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)

注意事項

免税事業者の方が、経過措置の適用を受けない場合、課税期間（原則、事業年度）の初日から登録を受けることになります。

この場合、課税事業者となる必要がありますので、「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください（この画面から作成することはできません）。

なお、免税事業者の方が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。

※ 登録申請書の提出が翌課税期間の初日から起算して15日を経過した後に提出された場合には、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで、翌課税期間において「登録日」から適格請求書発行事業者となります。

[免税事業者の方の経過措置適用](#)
[翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限](#)

OK

②⑥ 課税期間の初日に登録を受ける場合の留意事項が表示されるので、内容を確認し [OK] をクリックします。

※ 「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください（この画面から作成することはできません。）。

※ 画面上の以下の文言をクリックすることで、それぞれの詳細が表示されます。

- ・ [免税事業者の方の経過措置適用](#)
- ・ [翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限](#)

戻る 申請書の作成

翌課税期間の初日から登録を予定していますか。
※ 翌課税期間中（初日を除く）から登録を行う予定の場合は「いいえ」を選択してください。

はい

次へ

キャンセル

②⑦ 翌課税期間の初日から登録を予定しているかの確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

希望しない場合は[いいえ]を選択してください（③⑩の画面へ遷移します。）。

戻る 申請書の作成

この申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出しますか。
※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は「いいえ」を選択してください。

はい

次へ

キャンセル

②⑧ 申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出するかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は、[いいえ]を選択してください（③⑩の画面へ遷移します。）。

戻る 申請書の作成

登録を受ける翌課税期間の初日を入力してください。
なお、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の適用開始課税期間（自）と同一日となります。
■課税期間の初日

令和 7年 1月 1日

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要がありますのでご注意ください。

次へ

キャンセル

②⑨ 登録を受ける翌課税期間の初日を入力し、[次へ]をクリックします。

※ 通常、個人事業者の場合は1月1日課税期間の初日に該当します。

（詳細は[ヘルプ（？マーク）](#)を参照願います。）

戻る 申請書の作成

納税管理人を定める必要のない事業者ですか。

はい（定める必要がない）

次へ

キャンセル

③ 納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。

納税管理人を定める必要がない場合は、[はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

【[いいえ（定める必要がある）]を選択する場合】
今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に選択してください。

(参考) [いいえ（定める必要がある）]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

戻る 申請書の作成

納税管理人の届出をしていますか。

はい（届出をしている）

消費税納税管理人届出書の提出日を入力してください。

■消費税納税管理人届出書の提出日

令和 選択（年） 選択（月） 選択（日）

次へ

キャンセル

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択して、[次へ]をタップします。

戻る 申請書の作成

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありませんか。

はい（刑に処せられたことがない）

刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していますか。

選択してください

次へ

キャンセル

—[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、執行を受けることがなくなって2年を経過しているかどうかの確認メッセージが表示されます。

この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請は拒否されることがあります

⑫ 「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していないため、[いいえ]を選択して、[次へ]をクリックします

○ 適格請求書発行事業者の死亡届出書に関する事項の入力

(参考) [はい]を選択した場合、別画面で「適格請求書発行事業者の死亡届出書」及び「被相続人」の詳細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

○ 被相続人に関する事項の入力

戻る 申請書の作成

参考として記載すべき事項があれば入力してください。
(記載する事項がない場合は空欄のままとしてください。)
(全角170文字以内)

次へ

キャンセル

- ③ 「その他事項の入力」画面が表示されます。
参考として入力すべき事項があれば、入力したうえで[次へ]をタップします。
なければ空欄のまま、[次へ]をタップします。

戻る 申請書の作成

税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。
登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax (電子データ)で受け取ることをお勧めしております(受け取った登録通知書の電子データを印刷することも可能です)。
なお、e-Taxで受け取った登録通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。

e-Taxで受け取ることを希望しますか。?

希望する

次へ

キャンセル

- ④ 登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。
[希望する]を選択し、[次へ]をタップします。

- ③⑤ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。
[作成完了]をタップします。

戻る 申請書の作成

申請書の作成が完了しました。
「作成完了」ボタンをタップして入力を終了してください。

なお、個人事業者については「氏名」、「登録番号」及び「登録日」以外の事項は公表されません。

「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」、「通称」及び「旧氏姓名」の公表を希望する場合は「公表申出書を作成する」を選択してください。

?

公表申出書を作成する

作成完了

キャンセル

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

「主たる屋号」の入力画面

入力した「主たる屋号」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる屋号（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

コクゼイショウテン

■主たる屋号【公表項目】（全角200文字以内）

国税商店

※複数の屋号がある場合は任意の一つについて公表することが可能です。
常用漢字等を使用して公表しますので、入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。?

次へ

キャンセル

「主たる事務所の所在地等」の入力画面

入力した「主たる事務所の所在地等」が国税庁ホームページで公表されます。

■主たる事務所の所在地等（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

トウキョウトチュウオウクツキジ 5 -

■主たる事務所の所在地等【公表項目】（全角300文字以内）

東京都中央区築地 5 - 3 - 1

※複数の事務所がある場合は任意の一箇所について公表することが可能です。
常用漢字等を使用して公表しますので、入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。?

次へ

キャンセル

③⑥ ①⑨の画面に戻ります。

「次へ」が選択可能となっているため、[次へ] をタップします。

作成が完了すると、「済」と表示され、「次へ」及び「公表申出書の作成」が選択可能となります。
公表申出書の作成を同時に行った場合は、「公表申出作成」部分も同じく「済」と表示されます。

③⑦ 送信を行うための画面が表示されます。
[電子署名の付与]をタップします。

③⑧ マイナンバーカードの読み取り画面が表示されます。
[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

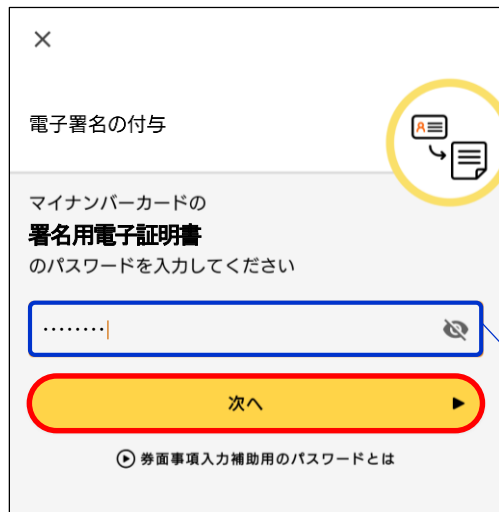
(参考) タブレット端末をご利用の場合

タブレット端末をご利用の場合は[こちら]をタップすることで、2次元バーコードが表示されます。

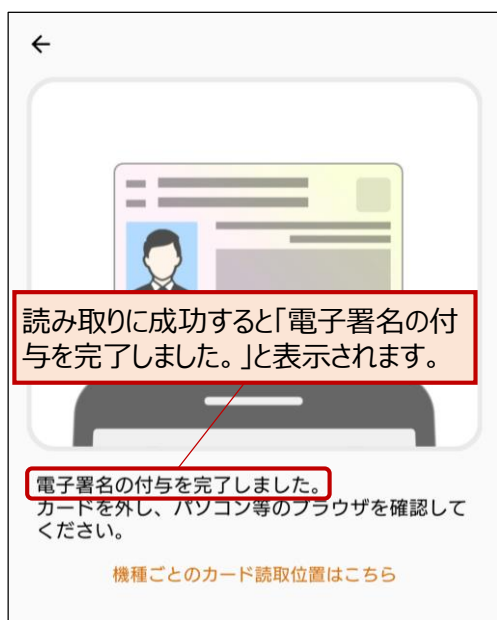
(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

- ③⑨ 署名用電子証明書のパスワードを入力するための画面が表示されます。

[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力し[次へ]をタップします。



パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。



- ④⑩ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

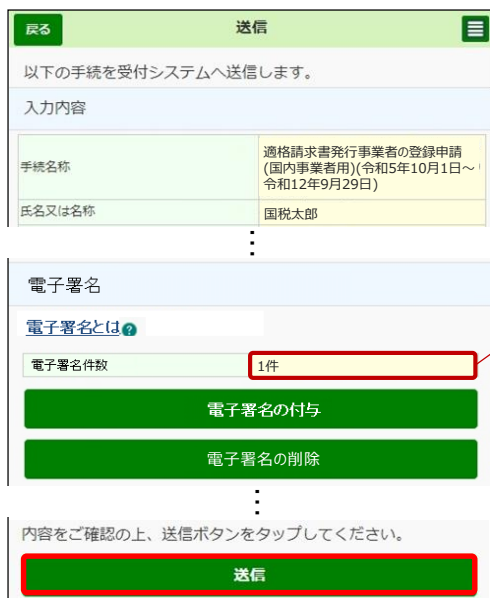
(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(④参考1参照)。

(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

- ④⑪ ③⑦の画面に戻ります。

「送信」が選択可能となるため、[送信]をタップします。



電子署名件数が「0件」から「1件」に変わります。

即時通知

送信が完了しました。
送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。
※この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、メールへ転送してください。

受信内容

利用者識別番号	9999888877776666
受付日時	2024/01/04 23:59:59
受付ファイル名	連絡請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用) (令和5年10月1日～令和12年9月29日).txt
受付番号	20240104235959140948
エラー情報	

審査の結果、正常に受付られない場合があります。
必ず「受信通知の確認」をタップして、申告・申請データの送信結果をご確認ください。

メールへ転送

受信通知の確認

メインメニュー

- ④ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。
- 即時通知は、登録申請データの審査を行っている段階であるため、[受信通知の確認]をタップします。

(参考) 即時通知のメール転送

即時通知の画面は再表示ができないため、メールへ転送して保存しておくことをお勧めします(以下の画面は表示例です。)。

アプリケーションを選択

メール

Gmail

常時 1回のみ

作成

shinselsya@gmail.com

To |

即時通知

利用者識別番号 9999888877776666
受付日時 2024/01/04 23:59:59
受付ファイル 登録申請書.txt
受付番号 20240104235959140948
エラー情報

e-Tax

受信通知

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先

税務署

利用者識別番号

9999888877776666

氏名または名称

国税太郎

受付番号

20240516145443008310

受付日時

2024/5/16 14:54:43

種目

連絡請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)

各種手続・サービス

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
証明書に記載される交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「保存する (XML形式)」ボタンからは、通知内容の「保存する (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

保存する (XML形式)

- ⑤ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。

～ 登録通知データの確認 ～

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。
登録通知データの確認方法は、「[登録に係る登録通知データ確認マニュアル](#)」をご確認ください。

(件名)

税務署からのお知らせ(国税 太郎様)【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】

(メール文章)

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認ください。

○ 注意事項

・e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、e-Tax(国税電子申告・納税システム)にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.
